

事務総局会議（第10回）議事録

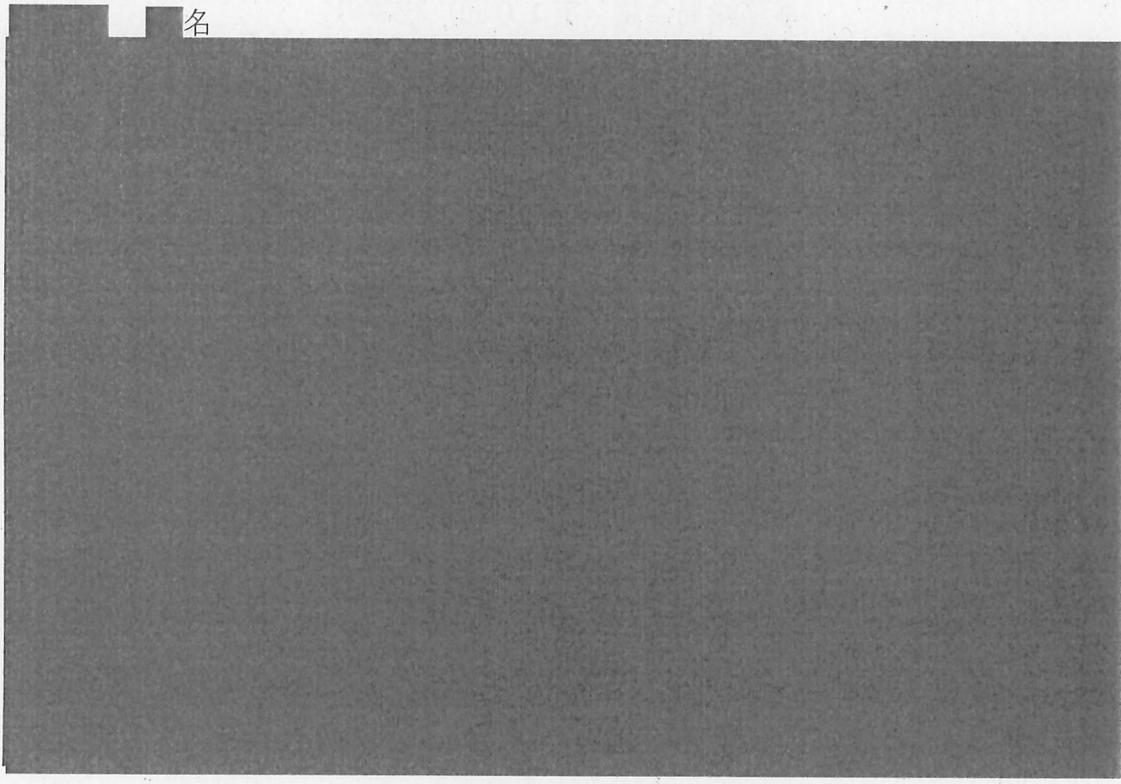
日時	令和5年4月4日（火）午前10時00分～午前10時15分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、長田総務局第一課長、徳岡人事局長、氏本経理局長、構松民事局第一課長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	令和5年春の勲章受章者の内定について 徳岡人事局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長　板津正道	

事務総局会議資料
(4月4日開催)

令和5年春の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

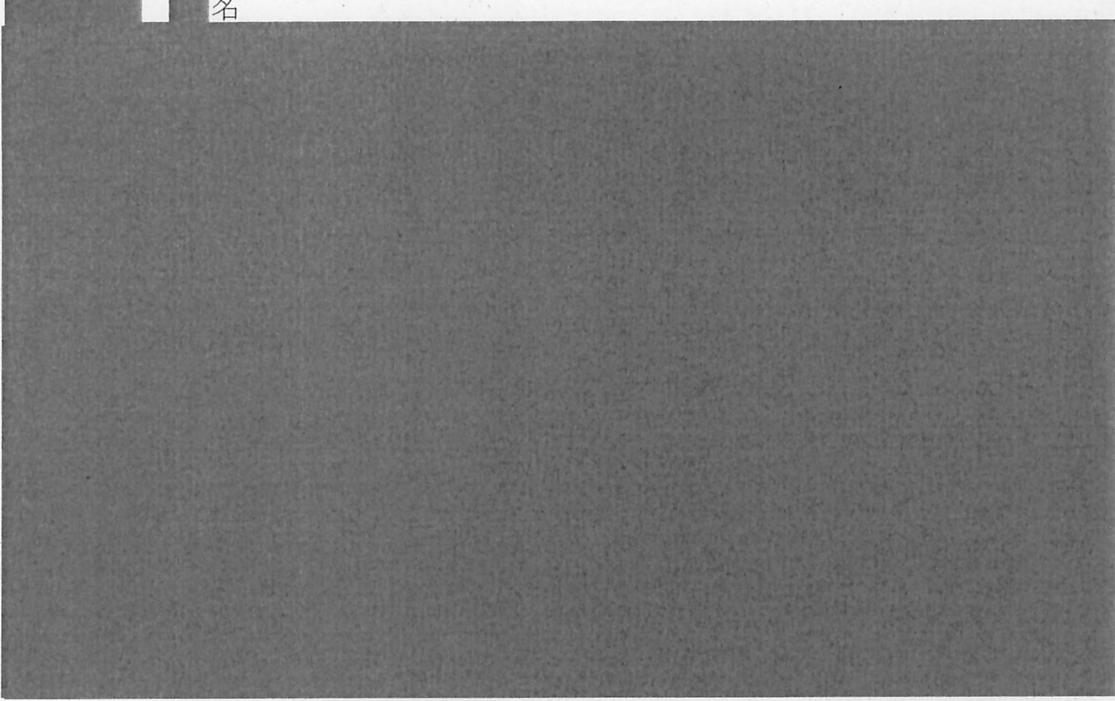
名



令和5年春の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

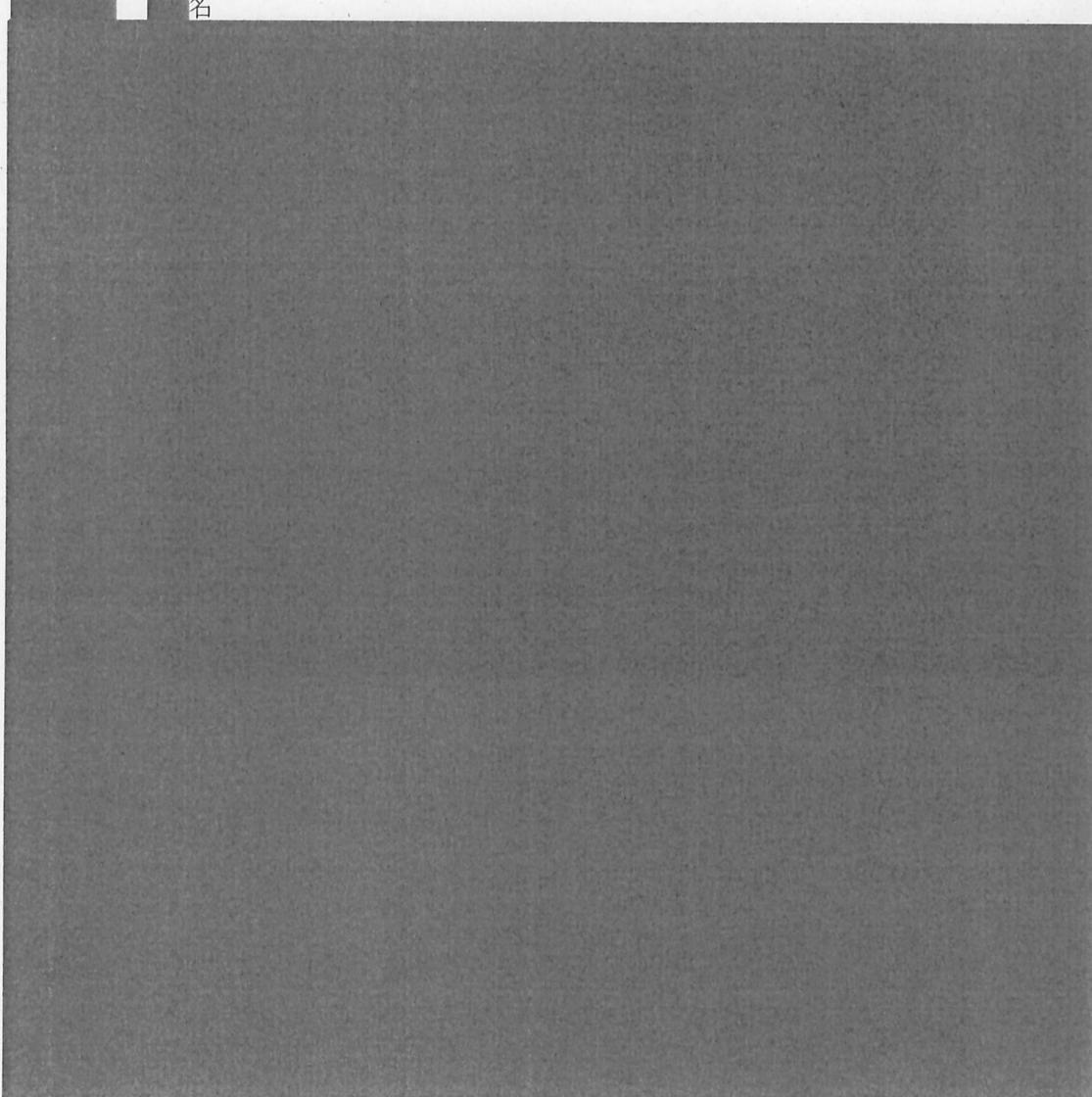
名



令和5年春の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

名



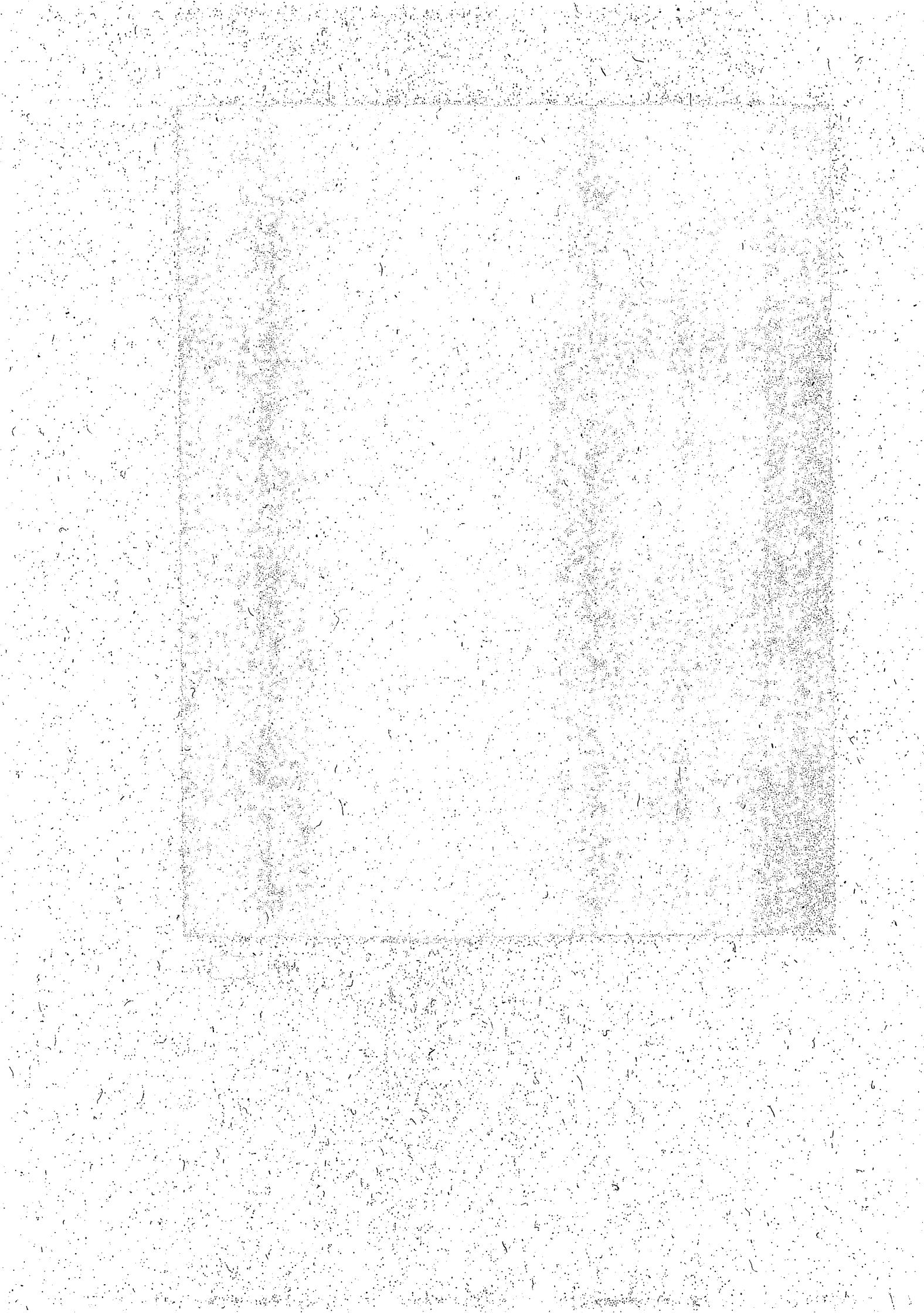
令和5年春の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

令和5年春の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

総計 ■ 名



事務総局会議（第11回）議事録

日時	令和5年4月11日（火）午前10時00分～午前10時17分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、川瀬総務局第二課長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<ul style="list-style-type: none"> 1 令和5年度外国出張計画について 板津秘書課長説明（資料第1） 2 人事関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 徳岡人事局長説明（資料第2） 3 人事関係事務協議会の開催について 徳岡人事局長説明（資料第3） 4 人事管理協議会の開催について 徳岡人事局長説明（資料第4） 5 経理関係事務協議会の開催について 氏本経理局長説明（資料第5） 6 鑑定委員協議会の開催について 門田民事局長説明（資料第6）
結果	◎了承 1、2、3、4、5、6
秘書課長 板津正道	

事務総局会議資料第1
(4月11日開催)

令和5年度外国出張計画

国際会議

合計1人

世界知的所有権機関（W I P O）マスタークラス
(ドイツ、約6日間) 【行政局】

裁判官1人

事務総局会議資料第2
(4月11日開催)

(令和5. 4. 11人総印)

人事関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和5年5月12日（金）
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法により、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続して開催する。
- 4 協議事項 人事行政等事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 高等裁判所事務局次長8人

事務総局会議資料第3
(4月11日開催)

(令和5. 4. 11人総印)

人事関係事務協議会の開催

1 開催日程等

次のとおり共催とする。

主催(共催)府	期日 (経理関係事務協議会と同日)
東京、札幌高等裁判所	令和5年7月4日(火)
大阪、仙台高等裁判所	令和5年7月6日(木)
名古屋、高松高等裁判所	令和5年7月11日(火)
広島、福岡高等裁判所	令和5年7月20日(木)

2 開催方法 ウェブ会議の方法により、各高等裁判所（支部を除く。）並びに各高等裁判所管内の地方裁判所及び家庭裁判所と最高裁判所を接続して開催する。

3 協議事項 人事事務の処理に関し考慮すべき事項

4 協議員 各高等裁判所の事務局次長及び人事課長並びに各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局長

事務総局会議資料第4
(4月11日開催)

(令和5. 4. 11人職印)

人事管理協議会の開催

- 1 主催（共催） 庁 東京・仙台、大阪・札幌、広島・名古屋、福岡・高松高等裁判所
- 2 期 日 令和5年9月中の1日
- 3 開 催 方 法 ウェブ会議の方法により、各高等裁判所（支部を除く。）並びに各高等裁判所管内の地方裁判所及び家庭裁判所と最高裁判所を接続して開催する。
- 4 協 議 事 項 人事管理上の諸問題
- 5 協 議 員 各高等裁判所の事務局次長及び人事課長並びに各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局次長

事務総局会議資料第5
(4月11日開催)

(令和5. 4. 11 経監)

経理関係事務協議会の開催

1 開催日程等

次のとおり共催とする。

主催(共催)序	期日
(人事関係事務協議会と同日)	
東京、札幌高等裁判所	令和5年7月4日(火)
大阪、仙台高等裁判所	令和5年7月6日(木)
名古屋、高松高等裁判所	令和5年7月11日(火)
広島、福岡高等裁判所	令和5年7月20日(木)

2 開催方法 ウェブ会議の方法により、各高等裁判所（支部を除く。）並びに各高等裁判所管内の地方裁判所及び家庭裁判所と最高裁判所を接続して開催する。

3 協議事項 経理事務の処理に関し考慮すべき事項

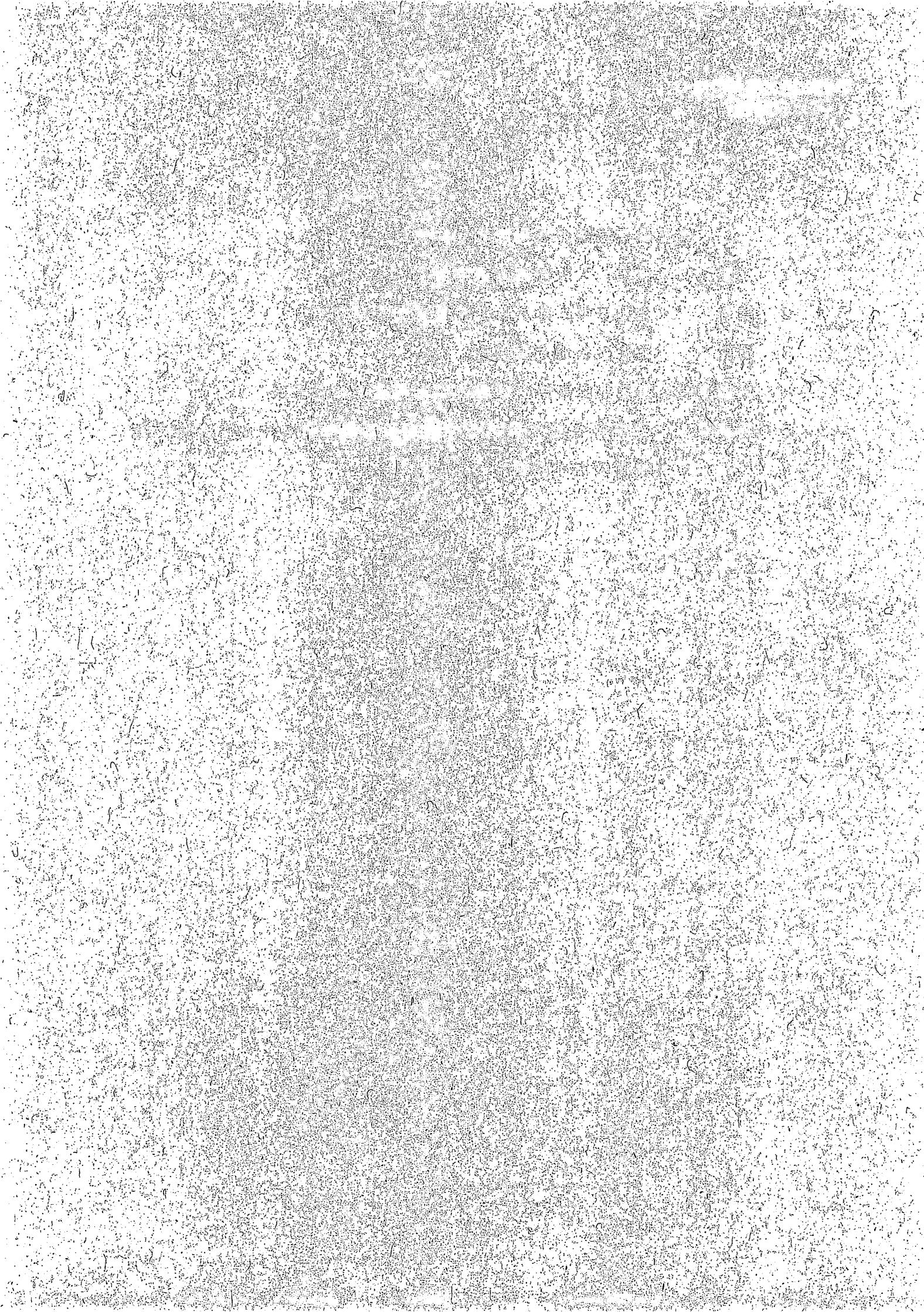
4 協議員 各高等裁判所の事務局次長、会計課長及び管理課長並びに各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局長

事務総局会議資料第6
(4月11日開催)

(令和5. 4. 11 民二印)

鑑定委員協議会の開催について

- 1 主催 東京、大阪各地方裁判所
- 2 期日 令和5年6月から12月までの間の1日
- 3 場所 主催の各地方裁判所
- 4 協議事項 借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 主催の各地方裁判所の鑑定委員候補者の中から各地方裁判所の定める者



事務総局会議（第12回）議事録

日時	令和5年4月18日（火）午前10時00分～午前10時20分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について 門田民事局長説明（資料第1）</p> <p>2 民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について 門田民事局長説明（資料第2）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1、2
秘書課長 板津正道	

事務総局会議資料第1
(4月18日開催)

(令和5. 4. 18 民二印)

資料目録

- 1 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理由

最近における経済事情の変動に鑑み、証人等の日当の最高額を引き上げる必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係—民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）

新

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人、
民事訴訟法第一百八十七条第一項（これを準用し、
又はその例による場合を含む。）の規定による審
尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所か
ら期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者につい
ては一日当たり八千百円以内、鑑定人、通訳人、

旧

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人、
民事訴訟法第一百八十七条第一項（これを準用し、
又はその例による場合を含む。）の規定による審
尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所か
ら期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者につい
ては一日当たり八千五十円以内、鑑定人、通訳人

査証人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千七百円以内とする。

、査証人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千六百五十円以内とする。

第二条関係——刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）

新

(証人等の日当の額)

第三条 法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千百円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千七百円以内とする。

旧

(証人等の日当の額)

第三条 法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千五十円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千六百五十円以内とする。

第三条 関係一人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）

新

第三条（略）

2 日当の額は、一日当たり七千七百円以内において、裁判所が定める。

旧

第三条（略）

2 日当の額は、一日当たり七千六百五十円以内において、裁判所が定める。

第四条関係—司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）

新

第七条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万四百円以内において、裁判所が定める。

旧

第七条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万三百五十円において、裁判所が定める。

第五条関係—参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）

新

第六条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万四百円以内において、裁判所が定める。

旧

第六条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万三百五十円以内において、裁判所が定める。

第六条関係—鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）

新

(日当の支給基準及び額)

第七条 (略)

2 日当の額は、一日当たり六千八十円以内において、裁判所が定める。

旧

(日当の支給基準及び額)

第七条 (略)

2 日当の額は、一日当たり六千六十円以内において、裁判所が定める。

第七条 関係一 執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）

新

旧

（立会人の日当等）

第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千四百二十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

2 （略）

（評価人の日当等）

第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千四百円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

2 （略）

（評価人の日当等）

第四十条 前条第一号の日当は、七千七百円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

第四十条 前条第一号の日当は、七千六百五十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

2
3
4

(略)

2
3
4

(略)

第八条関係——裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）

新

(裁判員等の日当・法第十一條等)

第七条 (略)

旧

(裁判員等の日当・法第十一條等)

第七条 (略)

- 2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については
一日当たり一万百円以内において、裁判員等選任
手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員
候補者については一日当たり八千百円以内におい
て、それぞれ裁判所が定める。
- 2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については
一日当たり一万五十円以内において、裁判員等選任
手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員
候補者については一日当たり八千五十円以内におい
て、それぞれ裁判所が定める。

事務総局会議資料第2
(4月18日開催)

(令和5. 4. 18 民一印)

議決事項案（民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について）

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所は、次に掲げるものと定める。

この定めは、令和5年6月20日から効力を生ずる。

- 1 大阪高等裁判所
- 2 名古屋高等裁判所
- 3 名古屋高等裁判所金沢支部
- 4 広島高等裁判所
- 5 広島高等裁判所岡山支部
- 6 広島高等裁判所松江支部
- 7 福岡高等裁判所
- 8 福岡高等裁判所宮崎支部
- 9 福岡高等裁判所那覇支部
- 10 仙台高等裁判所
- 11 仙台高等裁判所秋田支部
- 12 札幌高等裁判所
- 13 高松高等裁判所
- 14 横浜地方裁判所
- 15 さいたま地方裁判所

- 1 6 千葉地方裁判所
- 1 7 水戸地方裁判所
- 1 8 宇都宮地方裁判所
- 1 9 前橋地方裁判所
- 2 0 静岡地方裁判所
- 2 1 長野地方裁判所
- 2 2 新潟地方裁判所
- 2 3 京都地方裁判所
- 2 4 神戸地方裁判所
- 2 5 奈良地方裁判所
- 2 6 和歌山地方裁判所
- 2 7 津地方裁判所
- 2 8 岐阜地方裁判所
- 2 9 福井地方裁判所
- 3 0 金沢地方裁判所
- 3 1 富山地方裁判所
- 3 2 山口地方裁判所
- 3 3 岡山地方裁判所
- 3 4 鳥取地方裁判所
- 3 5 松江地方裁判所
- 3 6 佐賀地方裁判所
- 3 7 長崎地方裁判所
- 3 8 大分地方裁判所
- 3 9 熊本地方裁判所
- 4 0 鹿児島地方裁判所
- 4 1 宮崎地方裁判所

- 4 2 那霸地方裁判所
- 4 3 福島地方裁判所
- 4 4 山形地方裁判所
- 4 5 盛岡地方裁判所
- 4 6 秋田地方裁判所
- 4 7 青森地方裁判所
- 4 8 函館地方裁判所
- 4 9 旭川地方裁判所
- 5 0 釧路地方裁判所
- 5 1 徳島地方裁判所
- 5 2 高知地方裁判所
- 5 3 松山地方裁判所

事務総局会議（第13回）議事録

日時	令和5年4月25日（火）午前10時00分～午前10時30分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官、精松民事局第一課長、上馬場家庭局第三課長
議事	<p>1 令和5年度外国出張計画について 板津秘書課長説明（本議事録別紙、資料第1）</p> <p>2 総務局関係事項について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第3）</p> <p>4 後見関係事件事務打合せの開催について 馬渡家庭局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2</p> <p>◎ 了承 1、3、4</p>
秘書課長 板津正道	

(別紙)

令和5年4月1.1日の事務総局会議に付議した令和5年度外国出張計画は、これを取り消す。

事務総局会議資料第1
(4月25日開催)

令和5年度外国出張計画

国際会議

合計2人

米国特許商標庁等主催の知的財産等に関するインド太平洋司法会合

(米国、約6日間) 【行政局】

裁判官2人

尾島裁判官の職務執行回避申立てについての審議資料

- 第1 尾島裁判官の回避許可申立書写し
- 第2 回避申立てに係る事件について
- 第3 参照条文

【総局会議配布資料】

資料第1

令和5年4月3日

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎 殿

最高裁判所裁判官 尾 島 明

回 避 許 可 申 立 書

私は、下記の訴訟の原審の審理に際し、裁判長として裁判に関与しているため、同事件の職務の執行を回避すべきものと思料しますので、これを許可されるよう申し立てます。

記

令和4年（才）第1158号、同年（受）第1470号 取立債権請求事件

上告人兼申立人（原告・控訴人） [REDACTED]

被上告人兼相手方（被告・被控訴人） [REDACTED]

【総局会議配布資料】

資料第2

回避申立てに係る事件について

1 事件名・当事者名

令和4年（オ）第1158号、同年（受）第1470号 取立債権請求事件
(第二小法廷)

上告人兼申立人（原告・控訴人） [REDACTED]

被上告人兼相手方（被告・被控訴人） [REDACTED]

主任 岡村裁判官 中嶌調査官

2 事案の概要

本件は、被告（被上告人兼相手方）の代表取締役であった者の役員報酬請求権等を差し押された原告（上告人兼申立人）が、第三債務者である被告（被上告人兼相手方）に対し、上記の役員報酬等として合計4085万円余等の支払を求める取立訴訟である。

第1審（東京地方裁判所平成29年3月30日判決言渡し）は、原告の請求を一部認容し、原審（東京高等裁判所平成29年9月19日判決言渡し）は、原告の控訴を棄却した。

3 尾島裁判官の関与

裁判長裁判官として原審の裁判に關与した。

【総局会議配布資料】

資料第3

参 照 条 文

(裁判官の回避)

民事訴訟規則第12条

裁判官は、法第23条（裁判官の除斥）第1項又は第24条（裁判官の忌避）第1項に規定する場合には、監督権を有する裁判所の許可を得て、回避することができる。

(裁判官の除斥)

民事訴訟法第23条

裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第6号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

(1～5号略)

6 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

(2項略)

事務総局会議資料第3
(4月25日開催)

(令和5. 4. 25 刑事局・家庭局)

犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深める
ための研究会の開催について

- 1 主催 各高等裁判所
- 2 期日 令和5年6月から令和6年3月までの間の半日
- 3 場所 各高等裁判所
- 4 実施事項 犯罪被害者等基本法第19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等
- 5 参加者 (1) 各高等裁判所の刑事事件担当の裁判官及びその他の職員並びに各高等裁判所管内の裁判所（簡易裁判所を除く。）の刑事事件又は少年事件担当の裁判官及びその他の職員
各高等裁判所の定める人数
(2) 意見交換等のテーマに応じた外部有識者等 2人程度

事務総局会議資料第4
(4月25日開催)

(令和5. 4. 25家二印)

後見関係事件事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和5年7月6日(木)
- 3 開催方法 ウェブ会議を用いて、最高裁判所と各高等裁判所及び各高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所を接続する方法により開催する。
- 4 打合せ事項 第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、各家庭裁判所において取り組むべき運用上の課題
- 5 出席者
 - (1) 各高等裁判所の民事次席書記官1名
 - (2) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名
 - (3) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の家事首席書記官又は家事次席書記官のいずれか1名
 - (4) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の総務課長1名なお、高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所において後見関係事件を担当する上記(2)以外の裁判官について、各家庭裁判所から申出があり、相当と認める場合には、これを出席者に加える。

